

地方税の一部を改正する法律(平成二五・三・三〇)法二  
本則二条(平成二八・一〇・一、平成二九・一・一施行)  
地方税法等の一部を改正する法律(平成二六・三・三二)法四  
本則二条(平成二九・一・一施行)  
地方税法等の一部を改正する法律(平成二七・三・三二)法二  
本則二条(平成二九・一・一施行)

⑪ 前年分の所得税に

者について、前年中の所得税法第五十七条の第二項に規定する特定支出の額の合計額が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を超える場合には、この項の規定の適用を受ける旨及び当該特定支出の額の合計額を記載した第四十条の第二項の規定による申告書が、当該特定支出に関する

を控除するものとす

一 前年中の所得税法第二十八条第三項に規定する給与等（号において「給与等」という）の収入金額が千五百万円以上である場合、給与第二項に規定する給与所得控除額の二分之一に相当する金額（改正により削られた）

二 前年中の給与等の収入金額が五百万円を超える場合、二十五万円（改正により削られた）

⑪ 前年分の所得税に

特定支出の額の合計額が次の各号に掲げる場合の第二項に規定する当該各号に定める金額を超える場合は、この項の規定の適用を受ける旨及び当該特定支出の額の合計額を記載した第三百七細書その他の総務省令で定める必要な書類を添付して提出しているときに限り、同法第三百七細書の第二項の規定の列

より、当該納税義務者の給与所得の計算上当該超える部分の額を控除するものとする。

一 前年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等（一

号において「給与等」という収入金額が千五百万円以上である場合、同条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額（改正により削られた）  
二、前年中の給与等の収入金額が千五百万円を超える場合、百二十五万円（改正により削られた）

(公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収

[illegible]

て徴収することが

で定めるものを除く。以下この節において、特別徴収対象年金所得者」というである場合においては、当該納税義務者に対する課する個人の市町村村民税のうち当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第三百一十一条の第三項

あるときはその端

ときは百円とする。以下この節において年金所得に係る特別徴収額」という。を当該年度の十月一日から翌年の三月三十一日までとの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収されるものとす。る。ただし、当該市町村内に特別徴収対象年金所得者がないことその他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でない」と認められる市町村においては、特別徴収の方法こそ適当でな

(年金所得に係る

第三十二条の七の五 市町村は、第三百二十一条の七の二第一項の規定により年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収し、かつ、その場合に、当該年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収する旨、当該特別徴収対象年金所得者に係る支払回数徴収特別徴収税額その他該特別徴収で定める事項を、当該特別徴収対象年金所得者に対しては、第三百二一条の各納期表と最初の納期表の十日前まで

②(略)

第三二条の七の八① 市町村は、前

の三月三十一日までの間に於ける特別徴収対象年金給付の支払の際、第三百二十一条の七の二第八項の規定により第三百二一条の七の五第二項に規定する支払戻金特別徴収税額を徴収されたいた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所

割額の合算額とし

特別徴収の方法により第二項の所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあつては、当該所得割額を控除した額に相当する額をいふ。以下この節において同じ。なお、当該年度の初日からその日の属する年の九月十日までの間にあつて特別徴収対象手金交付の支払をする際、特別徴収の方法

②—④ (略)

新第三二条の七の九（改正により追加）  
（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）  
第三二条の七の九① 第三百二十一条の七の七第一項又は第三  
項（これらの規定を前条第三項において読み替えて準用する場合

こととなつた金額

② 第三百二十一条の七の第七第三項（前条第三項において読み替へて算入する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収額又は手金所得に係る反特別徴収額及び算入の方法によつて徴収されないものは、その日以後に到来する同条の納期がない場においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収しなければならない。

既に特別徴

得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮別徴収税額を超える場合、仮別徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）においては、当該過納又は誤納に係る税額は、第十七条の規定の例によつて、当該特別徴収対象

## 対象年金所得者の

いは、第十七条の二の規定の例によつてこれに充当することができる。この場合においては、当該特別徴収義務者について第十七条及び第十七条の二の規定の適用はないものとする。

(改正後の第三二一条の七の二〇)

(政令への委任)  
三二一条の七の二 第三百二十一条の七の二から前条までに定めるもののほか、公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に關し必要な事項は、政令で定める。(改正後の三二一条の七の二)

## 則

(個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除)  
五条の四① (柱書略)  
一 (略)  
二 (柱書略)  
イ・ロ (略)

第二十五条の

定による控除額。租税特別措置法第十条（同法第十条の規定により読み替えて適用される場合を含む）、第十条の二の二から読み替えて適用される場合の五、及び第十条の六（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）、第十条の四の規定により読み替えて適用される場

二から第十条

三 (略)  
⑤ (略)  
一 (柱書略)  
一 (略)  
二 (柱書略)  
イ・ロ (略)

第二十五條の  
定による控除

の規定により読み替へる場合を含む。）、第十条の二から第十条の五の五まで及び第十条の六（震災特別法第十条の四の規定により読み替へる場合を含む。）、規定による控除額並びに震災特別法第十条の二から第十条の三の三までの規定による控除額の合計額

税務署長は、前

(14) 略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

したときは、遅滞なく、その内容を当該確認を求めた市町村長に通知するものとする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例







法第三十條第二項規定に該するものを除く、第十項に於いて「上場株式を基礎」というをしたところにより、損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該税務義務者等が当該課税をした年の末日の属する年度の翌年度の町村民税に係る附則第三十五条の第六項に規定する株式等に係る課税所得等の金額に計算上控除してもなされる控除計算した金額をいう。

⑭ 第十一項の規定の適用がある場合における附則第三十三條の第二項から第四項までの規定の適用については、同条第五項中「配当所得の金額（以下」とあるのは、「配当所得の金額（附則第三十五條の第六項第一項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額。以下」とする。

⑮ 市町村民税の所得額の納税義務者の前年前三箇年に生じた市町村民税の所得額の納税義務者の前年前三箇年に生

年以前に上場株式に付する譲渡損失の金額は、当該上場株式に係る譲渡損失の金額の生じた年末の属する年度の翌年度の市町村民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の除算に關する事項を記載した上場株式等の第一項又は金額の規定による申告書（第四項において用いる同条第四項の規定による申告書を含む。）以下この項において同じ。）を提出した場合に

（市町村長において、やむを得ない事情があるとき臨時の場合には、これらの申書書を提出し、提出期限を超過する期間においても、税通知書が送達された時までに提出した場合を含む）においては、その後の年分の市町村民税について連続してこれらの申書書の提出期限分において市町村民税の税通知書が送達される時までに提出したものを（を）を提出して、政令（附則第二十五条の二第六項後段の規定にかかわらず、政

⑮ 式で定めることにより、当該納税義務者の同様に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額及び前掲第三十三条（第二項）規定する上場株式等に係る配当所得等（第十三条一項規定の金額）以下この項において「適用がある場合」として、その適用後の金額。以下この項において「同じ」と限度として、当該株式等に係る譲渡所得等の金額及び同じ上場株式等に係る配当所得の金額の算上控除する。

前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該

市町村民税の所得額の納税義務者が、上場株式等の譲渡益が、このように生じた損失の金額として政令で定める年々により計算した金額のうち、当該譲渡義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る附則第三十五条の第二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してなお控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額（第十一項の規定の適用を受

⑰ 第十五項の規定の適用がある場合における附則第三十三條の二第五項、第六項及び第八項並びに附則第三十五條の二第六項から第九項までの規定の適用については、附則第三十三條の二第五項中「配当所得の金額（以下」とあるのは「配当所得の金

第十五項の規定の適用がある場合における第三、百七十五條の三の規定に於ては、同条第二項中「確定申告」とあるは「確定申告書」及び「確定申告書表」を指すものと解釈するものとす。

るもの（前条第二項）と、種別の特許の第七項において準用する場合を含む。）において準用する所定特許法第百二十三条第五項の規定による申告書を含む」と、前条第一項から第三項までの一定は、「前条第一項から第四項及びは附則第三十五条の二の第六十八項において準用する前条第四項」と、同条第二項中「同条第一項から第四項まで」とあるのは、「同条第一項から第三項まで」であることとなる。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)  
第三十五条の三(租税特別措置法第三十七条の十三第一項に規定する特定中小会社) 又、この項及び前項において適用する前条第四項とする。

する特種小株の第一項に規定する特定株式として「特種会社」というのも同条第一項に規定する特定株式。以下この条において「特定株式」というを括弧込み（当該株式）発行に際しては、そのものに限る。以下この条において同一により取得とするものに限る。

(同法第十九条の二第二項本の規定の適用を受けるものを除く。)以下の条において同じ。」とした道府県民税所得割の納税義務者(当該取得をした日においてその者を判別し基礎となす課税標準)と一致しない場合には、前記のとおりである。

なる株主として、定款又は募集要項に記述された会社とみなすことができる。第二項の規定する場合には該することとなることにおける第二項第十号規定する地位に該することとなることにおける当該株主その他の政令で定める者であつたものを除く。第三項及び第四項において同じ。）について、租税特別措置法第三十七條の第十三の第一項に規定する適用期間（第四項第九項及び第十二項において「適用期間」という。）内に、所有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つた

事によつて損失を生じた場合と同一事項第一項各号に掲げる事実が發生したときは、同項各号に掲げる事実が發生したことは、當該特定株式の譲渡をしたことと、當該損失の金額とした政令で定める金額は、同該特定株式の譲渡をしたことによつて生じた損失の金額とそれぞれみなして、この項から第八項まで及び附則第三十五条の第一項から第五項までの規定その他の道府県民税に関する規定を適用する。

新②  
③④(略)  
(改正により追加)  
③ 道府県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定株式に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年において控除されたものを除く)は、当該特定株式に係る譲

漁船の金貨の特定した年の未納の属する年度の翌年度府県民税について特定した年に係る譲渡又は第百項の規定による事項を記した第四十五條に條する課税又は第百項の規定による申告書第六項において準用する同條第四項の規定による申告書をおかひ、以下を以て得る事情があるときは、これらの申告書その提出期限において道府県民税の納税通告書を送達した時までに提出した場合を含む。）にいて、その後の申告書第六項民税について提出した申告書、これらの申告書は、

期又はその前日までに、郵政省民衆の通知書が送達された時までに提出されたものを含む）を提出しているときに限り、附則第三十五条の第一項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の項下に規定する係属する課税所得等の金額を該納税義務者の項下に規定する係属する課税所得等の金額の計算上控除する。改正後第⑤

府県民に對するその特定株式に對する適用期間の金に、その払込により取得した特定株式の譲渡、租税特別措置法第三十七条の十三の第五項に規定する譲渡をいう。）をしたことにより生じた損失の金額として政令で規定するところにより計算した金額のうち、当該税務義務者の設定譲渡をした年の末の属する年度の翌年度に道府県民税に係る規則第三十五条の第一項に規定する道府県民税に算入される。

⑤ 第三項の規定の適用がある場合においては、その適るべき金額と第三項の規定の適用がある場合には、その適るべき金額との差額を算出し、この金額を「計算上の金額」として政令で定めるところにより計算した金額をいう。改正後の⑥

第三項の規定の適用がある場合における附則第三十五条の第二項から第四項までの規定の適用については、同条第三項中の「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（附則第三十五条の第三項の規定の適用がある場合には、その適るべき金額と第三項の規定の適用がある場合においては、その適るべき金額との差額を算出し、この金額を「計算上の金額」として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）」とする。

⑥ 第四十五条（改正後の第七）  
「第十四条第二項の規定は、同条第一項ただし書に規定する者（同条第二項の規定によつて同条第一項の申告書を提出する義務を負ふ者を除く）が、当該年度の翌年度以後の年度において第六項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の道府県民税によつて同条第三項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第四項の規定によつて同条第一項の

申告書を提出することのできる場合のいずれも、同法第四十五条（純損失又は推定する金額）とあるは、附則第三十条の三第四号の三（純損失又は推定する金額）とあるは、附則第三十条の三第四号の三（純損失又は推定する金額）に係る譲渡損失の金額と、二月十五日までに、第二「項」とあるのは、三月十五日までに、総務省令の定めるところによつて、同条第三十五条に規定する特定正失に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の特定正失に係る事項を

⑦ 第三項の規定の適用がある場合における第四十五条の三の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書」とあるのは「記載した」と、「第三百七十七条の二第四項」とあるのは「同条第十四項において準用する第三百七十七条の二第四項」と読み替えるものとする（改正後の⑧）

は、確定申告書、税務特別措置法第三十二条の十一の二第七項において準用する同法第三十七条の十一の二の公告書に準用する所得税第三十七条第一項の規定による公告書を含む。④、「前第一項から第四項まで」とあるのは、「前条第一項から第四項まで又は附則第十五条の第六項において準用する前条第四項」と、同条第二項中「同第一項から第四項まで」とあるのは、「同条第一項から第四項で又は附則第三十五条の第六項において準用する前条第四項」とする。（改正後の）

(8) 払込みにより取得をした特定株式及び当該特例株式と同一銘柄の他の株式を有する者に、き第一項に規定する事実が発生した場合における同項の規定の特例株式及び当該特例株式と同一銘柄の他の株式を有する者につぎらるる株式の譲渡をしたことによる損失の金額が生じた場合における第四項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の計算の特例その他第一項及び第三項に係る譲渡損失の金額の計算の特例その他の第一項及び第三項に係る譲渡損失の金額の計算の特例その他の

⑨ 特定中小会社の特定株式を払込みにより取得した市町村民税の所得額の納税義務者。当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に該当特定中小会社を法人法第二条第十号に規定する会社に該当することとなることにおける当該株主その他の政令で定める者であつたものを

附則（第三項）に於いて同（一）に於いて運用区域内に、その有する当該土地（以下「土地」という。）を特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として租税特別措置法第三十七条の三の第二項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が生じたことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額当該特定株式譲渡をしたことによる生じた損失の

金額とそれと等しきものとして、この項から第十六項まで及び附則第三十五条とそれと等しきものとして、この項までの規定その他の市町村民税に関する規定を適用する。(改正後の⑪)

⑩ (略) (改正後の⑫)

新134 (改正により追加)

⑪ 市町村民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定形式に係る譲渡損益の金額(この項の規定により前年

前におき、控除されたものを除く。この年度に特定株式に係る譲渡損失が生じた年の末の属する当該翌年度の市町村民課税に於いて特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に關する事項を記載した第三百七十七条の第二項又は第三項の規定による申告書（第四十項において引用する）同条第四項の規定による申告書（第四十項において引用する）を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認められる場合には、これ

らの申告書をその提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。において、その後の年度分の市町村民税について連続してこれらの申告書、その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。を提出しているときに限り、附則

